

現業・公企統一闘争 (第2次闘争)

県本部統一行動日10月21日(金)

自治労福島

自治労福島県本部機関紙

E-mail:jichou@jichiro-fukushima.or.jp

第834号
2022年(令和4年)
10月25日
福島市荒町1-21
自治労福島県本部
発行人 澤田 精一

がんばろう福島

職員の給与等に関する報告・勧告の概要

令和4年10月5日
福島県人事委員会

〈本年の報告・勧告のポイント〉

- 令和4年4月の公民較差に基づく給与改定
・民間給与との較差(0.21%)を埋めるため、初任給を中心に若年層の給料月額を引上げ
・特別給(期末・勤勉手当)を引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ期末手当及び勤勉手当に配分(それぞれ0.05月分)
- 人事管理の課題として、人材の確保・育成など4項目を報告

職員の給与に関する報告・勧告

1 職員給与と民間給与との比較

本委員会が、本年4月分として支給された職員給与と民間給与(企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内の800の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した175事業所の給与)の調査を実施した結果、職員給与と民間給与との較差は次のとおり

(1) 月例給

職員給与月額(a)	民間給与月額(b)	較差(b)-(a)
366,864円	367,647円	783円(0.21%)

(2) 特別給(ボーナス)

職員の年間支給月数(a)	民間の年間支給割合(b)	差(b)-(a)
4.25月	4.35月	0.10月

※民間の年間支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給の割合

2 本年の給与の改定等

(1) 月例給

給料表について、初任給を中心に若年層に重点を置いて給料月額を引上げ改定(行政職給料表:平均改定率0.23%)

(2) 特別給

年間支給月数を0.10月分引上げ 4.25月分→4.35月分
民間の支給状況等を踏まえ、引上げ分を期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.05月分配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期	合計
令和4年度 期末手当	1.175月(支給済み)	1.225月(現行1.175月)	2.40月(現行2.35月)
勤勉手当	0.95月(支給済み)	1.00月(現行0.95月)	1.95月(現行1.90月)
令和5年度 期末手当	1.20月	1.20月	2.40月
以降 勤勉手当	0.975月	0.975月	1.95月

(3) 宿日直手当

支給額を宿日直勤務対象職員の給与の状況を考えて改定

(4) 実施時期

- ・月例給(給料表)及び宿日直手当:令和4年4月1日
- ・特別給(期末手当及び勤勉手当):令和4年12月1日

(5) その他の課題

通勤手当の額について、最近のガソリン価格の変動など職員の通勤実情等を踏まえ検討が必要

3 定年引上げ後の職員の給与

令和5年度から予定される定年引上げ後、60歳(現行の定年年齢)を超える職員の給与については、給料月額7割措置など国家公務員の給与の取扱いを考慮の上、適切な措置を講ずる必要

県本部は、県公務員共闘会議に結集し、生活給である賃金水準の確保、支給月数を国家公務員と同等とするよう求めてきた。月例給・一時金ともに3年ぶりの引き上げとなったが、月例給は若年層のみの引き上げにとどまった。

また、一時金についても、期末手当に0.05月分を配分されたものの、引き上げ分全ては配分されず、国家公務員との較差が是正されなかったことは、不満の残る内容と言わざるを得ない。

県本部は、県市町村行政課への要求書の提出・交渉の実施と市長会・町村会への要請行動を行う。各単組では、10月14日開催の第1回単組代表者会議で確認した2022年度確定闘争方針に基づき、すべての単組での要求書の提出・交渉をめざす。

福島県人事委員会は、10月5日、県職員の給与について、民間給与との較差783円を埋めるため、初任給を中心に若年層の給料月額を平均0.23%引き上げるとともに、一時金についても0.10月分を引き上げ、期末手当・勤勉手当にそれぞれ0.05月分を配分する勧告を行った。また、人事管理の課題として、人材の確保・育成など4項目の報告を行った。

2022県人勸

一時金0.10月引き上げ 内0.05月を期末手当へ配分

ご請求漏れはありませんか？

新型コロナウイルス感染症

請求期間3年

ケース	陽性判明日(診断日)	
	9月25日まで	9月26日以降
入院された場合	○ お支払い対象	○ お支払い対象
宿泊療養・自宅療養された場合(みなし入院)	○ お支払い対象	○ お支払い対象
重症化リスクの高い方	○ お支払い対象	○ お支払い対象
上記以外の方	○ お支払い対象	× お支払い対象外

重症化リスクの高い方

- ① 65歳以上
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症の治療薬を投与または新型コロナウイルス感染症罹患による酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦

※9月25日以前に診断確定を受けて「みなし入院」となっていた方は、9月26日以降に請求する場合も共済金支払いの対象となります。

※9月26日以降のみなし入院のお支払い対象は、重症化リスクの高い方のみです。

※共済金の支払いについては通常は請求受付から3営業日でお支払いしておりますが、共済金請求の増加により約15営業日要しています。

地震による被害

請求期間3年

(1) 総合共済基本型

住宅(被共済者の居住する住宅)の損害額が20万円を超える場合、住宅災害見舞金対象となります。

(2) 住まい共済

① 火災共済にご加入(30口以上)の方で、住宅の損害額が20万円を超える場合、地震等災害見舞金の対象となります。

② 自然災害共済(20口以上)にご加入の方で、住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合、地震等特別共済金の対象となります。

③ 自然災害共済にご加入の方で、住宅の損害が100万円を超えないときは、家財契約がある場合に限り家財の損害が100万円を超えれば「一部壊・一部焼」とみなして地震等共済金の対象となります。

○請求書類等については、単組共済担当者までご連絡ください。

「内堀まさお」氏の推薦決定

第22回福島県知事選挙

10月30日投票

任期満了に伴う第22回福島県知事選挙が、10月13日告示となり、同月30日投票で実施される。福島県本部では、9月22日開催の県本部第17回執行委員会(持ち回り)において、これまでの県政での成果等を踏まえ、知事の「内堀まさお」氏を推薦する。執行委員会(持ち回り)において、これまでの県政での成果等を踏まえ、知事の「内堀まさお」氏を推薦する。執行委員会(持ち回り)において、これまでの県政での成果等を踏まえ、知事の「内堀まさお」氏を推薦する。



プロフィール

- 1986年3月 東京大学経済学部卒業
- 1986年4月 自治体入省
- 2001年1月 総務省自治財政局地方債課理事官
- 2001年4月 福島県生活環境部次長
- 2002年4月 福島県生活環境部長
- 2004年4月 福島県企画調整部長
- 2006年4月 福島県副知事(1期目)
- 2010年12月 福島県副知事(2期目)
- 2014年11月 福島県知事(1期目)
- 2018年11月 福島県知事(2期目)

行政職給料表(一)

Table with columns for employee grade (職員の区分), position (職務の級), salary (給料月額), and percentage change (改定率). It is divided into two main sections: '再任用職員以外の職員' and '再任用職員'. Each section contains 125 rows of data for grades 1 through 125.